

○京都大学における競争的研究費等の不正使用に係る調査要項

令和3年8月12日最高管理責任者裁定全部改正

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人京都大学における競争的研究費等の適正管理に関する規程（平成26年達示第38号。以下「規程」という。）第15条第2項の規定に基づき、競争的研究費等の不正使用に係る調査に關し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項における用語は、規程において使用する用語の例による。

(競争的研究費等調査委員会の構成)

第3条 規程第15条第1項に定める調査を実施するため、研究公正担当の理事（以下「担当理事」という。）の下に競争的研究費等調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

2 前項の調査委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 担当理事が指名する副学長又は理事補 若干名
- (2) 人事部長
- (3) 財務部長
- (4) 研究推進部長
- (5) 公正調査監査室長
- (6) 担当理事が指名する本学の教職員 若干名
- (7) 担当理事が委嘱する学外の有識者 1名以上

3 前項第7号の委員のうち1名以上は、法律に関する専門家でなければならない。

4 委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員のうちから担当理事が指名する。

5 委員会に必要に応じて副委員長を置くことができ、委員のうちから委員長が指名する。

6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 調査委員会の委員が通報者又は被通報者と直接の利害関係を有する場合は、当該委員は、当該利害関係を有する競争的研究費等の不正使用に係る調査に参加することはできない。

8 担当理事は、前項の場合その他やむを得ない事情があると認める場合は、当該委員に代えて、担当理事が指名し、又は委嘱する者を委員として、調査に従事させることができるものとする。

9 前項の規定により調査に従事することとなる委員の任期は、第6項の規定にかかわらず、指名され、又は委嘱された日から当該調査が終了するまでの期間とする。

10 担当理事は、第2項及び第8項の委員の指名又は委嘱に当たり、当該指名し、又は委嘱する委員に、規程第20条又は本要項第18条第1項の定めるところにより調査委員会委員の所属及び氏名を公表する旨、通知するものとする。

(予備調査)

第4条 部局管理責任者（部局管理責任者が通報の対象に含まれているとき又は通報者若しくは被通報者と直接の利害関係を有するときは、通報の対象に含まれていない又は通報者若しくは被通報者と直接の利害関係を有しない副部局管理責任者その他これに代わる者とする。以下同じ。）は、規程第13条第4項の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から概ね14日以内に、競争的研究費等の不正使用が行われた可能性について予備調査を行い、次の各号に掲げる事項を、その調査結果と併せて担当理事及び公正調査監査室に報告する。

- (1) 本格的な調査（以下「本調査」という。）の要否
- (2) 競争的研究費等の不正使用が行われていない可能性が高いと認められるときは、当該通報が不正の目的に基づくものである可能性
- 2 前項の予備調査について、関係する部局が複数ある場合は、関係部局で協議のうえ、共同して予備調査を行うことができる。
- 3 予備調査は、当該通報において指摘があった競争的研究費等の不正使用に係る資料の精査、関係者のヒアリング等により行うものとする。
- 4 第1項の予備調査に際して、当該部局の部局管理責任者は、証拠となる資料等を保全するための措置を執ることができる。

- 5 第1項の予備調査に際して、当該部局の部局管理責任者は、必要に応じて、関係する事務本部の各部署の協力を要請することができる。
- 6 担当理事は、当該部局において予備調査を実施することが困難であると認める場合は、当該部局と関係する部局の部局管理責任者に対し、共同での予備調査の実施又は当該部局の予備調査への協力を指示することができる。
- 7 当該部局の部局管理責任者は、予備調査の実施に当たり、通報者、被通報者その他関係者に対し、必要な協力を求めることができる。また、前条第3項の資料の精査にあたり必要な資料の原本又は写しを学内で保管している部署がある場合は、当該部局の部局管理責任者又は担当理事は、当該部署に対し当該原本の借用又は写しの提供を求めることができる。

(本調査の要否の報告、通知等)

第5条 担当理事は、前条第1項の予備調査の結果等の報告に基づき、当該事案について、本調査を行うか否かを速やかに決定し、その旨を理由を付して最高管理責任者及び当該部局の部局管理責任者に報告する。

- 2 当該部局の部局管理責任者は、前項により本調査を行う決定の報告があったときは、当該事案に係る調査（以下「部局調査」という。）を行わせるため、委員会（以下「部局調査委員会」という。）を設置するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、関係する部局が複数ある場合は、関係部局が共同して一の部局調査委員会を設置することができる。
- 4 前項の場合にあっては、関係部局間の協議に基づき、代表の部局管理責任者を選出するものとする。
- 5 当該部局の部局管理責任者（前項により代表の部局管理責任者を選出した場合にあっては、当該代表の部局管理責任者。以下同じ。）は、第2項又は第3項の規定により部局調査委員会を設置した場合は、その旨並びに部局調査委員会の委員の所属及び氏名を担当理事に報告するものとする。
- 6 担当理事は、前項の報告を受けた後速やかに、本調査の実施決定及びその理由並びに調査委員会委員（第3条第8項により委員が交代する場合は当該交代に係る委員）及び部局調査委員会委員（第9条第2項の規定により準用する第3条第8項により委員が交代する場合は当該交代に係る委員）の所属及び氏名を、通報者及び被通報者に通知する。
- 7 担当理事は、第1項により本調査を行わないことを決定したときは、当該決定及びその理由を速やかに通報者に通知する。
- 8 第1項の報告を受けた最高管理責任者は、通報を受けた日から30日以内に本調査実施の要否を配分機関に報告する。また、被通報者に他機関に所属する者がいる場合は、速やかに、本調査の実施を決定した旨を当該他機関の長に通知する。
- 9 担当理事は、第1項により本調査を行うことを決定した場合であって、当該本調査の内容が、通報が不正の目的に基づくものである可能性があり、その調査を行うものであるときは、その旨を通報者が所属する部局の部局管理責任者及び最高管理責任者に報告する。この場合において、通報者が他機関に所属する者であるときは、最高管理責任者が当該他機関の長にその旨を通知する。

(異議申立)

第6条 通報者及び被通報者は、前条第6項又は第7項の通知の内容に異議があるときは、当該通知を受けた日から7日以内に、担当理事に対し異議申立をすることができる。

- 2 前項の異議申立は、申立の趣旨及び理由を具体的に記載した書面（ファックス及び電子メールを含む。以下同じ。）により行うものとする。
- 3 担当理事は、第1項により異議申立があった場合は、その内容を審査し、必要と認めるときは、本調査に係る調査委員会委員を交代させ、又は当該部局の部局管理責任者に再度の予備調査の実施若しくは異議申立に係る部局調査委員会委員の交代を指示する。
- 4 担当理事は、前項の審査の結果並びに調査委員会委員又は部局調査委員会委員に交代があつたときは当該交代に係る調査委員会委員又は部局調査委員会委員の所属及び氏名を、通報者及び被通報者に通知する。
- 5 前項の通知を受けた通報者及び被通報者は、当該交代に係る調査委員会委員又は部局調査委員会委員に異議があるときは、当該通知を受けた日から7日以内に、担当理事に対して異議申

立をすることができる。この場合においては、前3項の規定を準用する。

(競争的研究費等の使用停止措置)

第7条 当該部局の部局管理責任者は、第5条第1項により本調査を行う決定の報告を受けた場合において、必要と認めるときは、第12条第2項の報告を受けるまでの間、被通報者（他機関に所属する者を除く。）に対して競争的研究費等の使用停止その他必要な措置を講じることができる。

(部局調査)

第8条 部局調査委員会は、部局調査の実施に際し、調査対象、方法等を示した調査方針を定め、当該部局の部局管理責任者に当該調査方針を報告する。

- 2 当該部局の部局管理責任者は、前項の報告を受けたときは、調査方針を担当理事に報告する。
- 3 担当理事は、前項の報告を受けたときは、調査方針を調査委員会に検証させる。
- 4 調査委員会は、前項の検証の結果、必要と認めるときは、当該部局の部局管理責任者を通じて、部局調査委員会に調査方針の修正を指示する。
- 5 部局調査委員会は、前項の指示を受けて修正した調査方針を当該部局の部局管理責任者を通じて、調査委員会に報告する。
- 6 調査委員会は、第3項の検証の結果及び前項の報告を受けている場合は修正された調査方針を速やかに担当理事に報告する。
- 7 前項の報告を受けた担当理事は、当該報告に係る調査方針について配分機関と協議を行い、その結果、必要と認めるときは、当該部局の部局管理責任者を通じて、部局調査委員会に調査方針の修正を指示する。

(部局調査委員会)

第9条 部局調査委員会は、当該部局の部局管理責任者が指名する本学の教職員及び当該部局の部局管理責任者が委嘱する専門的知識等を有する学外者を加えた3名以上の委員により組織しなければならない。ただし、専門的知識等を有する学外者のうち1名以上は、法律に関する専門家でなければならない。

- 2 第3条第7項、第8項及び第10項の規定は、部局調査委員会の場合に準用する。この場合において、「調査委員会」とあるのは「部局調査委員会」と、「担当理事」とあるのは「当該部局の部局管理責任者」と、「第2項及び第8項」とあるのは「第9条第1項及び準用する第3条第8項」と、「調査委員会委員」とあるのは「部局調査委員会委員」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、部局調査委員会に関し必要な事項は、当該部局の部局管理責任者が定める。

(調査方法等)

第10条 部局調査は、当該通報があった競争的研究費等の不正使用に係る資料の精査、関係者のヒアリング等により行う。

- 2 当該部局の部局管理責任者及び部局調査委員会は、部局調査の実施に当たり、通報者、被通報者その他関係者に対し、必要な協力を求めることができる。また、前項の資料の精査にあたり必要な資料の原本又は写しを学内で保管している部署がある場合は、当該部局の部局管理責任者及び部局調査委員会は、当該部署に対し当該原本の借用又は写しの提供を求めることができる。
- 3 第1項の調査に際して、部局調査委員会は被通報者に対し、弁明の機会を与えることを通知するものとする。
- 4 部局管理責任者は、被通報者が前項に定める通知を現に受領しながら、同通知に記載する期限までに弁明を行わない場合は、当該機会を放棄したものと判断することができる。
- 5 第1項の規定にかかるわらず、部局調査委員会は、当該調査において有益かつ必要と認めるときは、調査に関連する被通報者の他の資金を調査の対象とすることができる。
- 6 第1項及び前項の調査に際して、部局調査委員会は、証拠となる資料等を保全するための措置を執ることができる。
- 7 第1項及び第5項の調査に際して、当該部局の部局管理責任者は、必要に応じて、事務本部関係部課の協力を要請することができる。
- 8 第5条第2項から前項までの規定にかかるわらず、担当理事は、特に必要と認めるときは、調

査委員会に、競争的研究費等の不正使用に係る調査を行わせることができる。

(部局調査の結果報告)

第11条 部局調査委員会は、次の各号に掲げる事項の調査を行うとともに、調査結果をまとめ、当該部局の部局管理責任者に報告する。なお、調査過程で一部でも競争的研究費等の不正使用が行われたことが確認された場合には、速やかに当該部局の部局管理責任者に一部確認の報告を行うこととする。

- (1) 競争的研究費等の不正使用が行われたか否か
 - (2) 競争的研究費等の不正使用が行われたと判断したときは、その内容及び金額並びに不正使用に関与した者、その関与の度合及び不正使用と判断された競争的研究費等に係る管理上の役割
 - (3) 競争的研究費等の不正使用が行われていないと判断したときは、通報が不正の目的に基づくものであったか否か
 - (4) 競争的研究費等の不正使用に関与した者が他者の指示により競争的研究費等の不正使用を行ったと判断したときは、それを拒否できる立場にあったか否か
- 2 前項の規定により当該部局の部局管理責任者に報告する場合（一部確認の報告を行う場合を除く。）であって、競争的研究費等の不正使用が行われたと判断するときは、部局調査委員会は、競争的研究費等の不正使用の発生要因、不正使用に関与した者に関連する他の資金の管理体制の状況、再発防止策等を併せて報告するものとする。
- 3 当該部局の部局管理責任者は、第1項及び前項の報告（一部確認の報告を除く。）を受けたときは、当該調査結果等を速やかに担当理事に報告するものとする。

(検証及び認定)

第12条 担当理事は、前条第3項の報告を受けたときは、当該調査結果を調査委員会に検証させる。

- 2 調査委員会は、部局調査の調査結果（一部確認の報告にあっては、前条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項に限る。）を検証し、次の各号に掲げる事項の認定を行うとともに、これを含んだ調査結果をまとめ、速やかに担当理事及び当該部局の部局管理責任者に報告するものとする。
- (1) 競争的研究費等の不正使用が行われたか否か
 - (2) 競争的研究費等の不正使用が行われたと認定したときは、その内容及び金額並びに不正使用に関与した者、その関与の度合及び不正使用と認定した競争的研究費等に係る管理上の役割
 - (3) 競争的研究費等の不正使用が行われたと認定したときは、その発生要因、不正使用に関与した者に関連する他の資金の管理体制の状況、再発防止策等
 - (4) 競争的研究費等の不正使用に関与した者が他者の指示により競争的研究費等の不正使用を行ったと認定したときは、それを拒否できる立場にあったか否か
 - (5) 競争的研究費等の不正使用が行われていないと認定したときは、通報が不正の目的に基づくものであったか否か
- 3 調査委員会は、前項の検証において、部局調査が不十分であると判断したときは、当該部局の部局管理責任者に当該事案についての部局調査を差し戻して、必要な調査を行うよう指示するものとする。
- 4 調査委員会は、競争的研究費等の不正使用が行われていないと認定し、併せて通報が不正の目的に基づくものであったと認定するにあたっては、通報者に対して書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 5 前項の弁明は、原則として弁明の機会を与えた日から14日以内に、書面を提出し、又は調査委員会へ出頭して行うものとする。
- 6 前項の場合において、通報者が正当な理由なく、書面を提出せず、又は調査委員会に出頭しなかった場合には、当該通報者は不正の目的の認定について争うことはできない。

(調査結果の通知)

第13条 担当理事は、前条第2項により報告があった調査結果について、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

- 2 前項の報告を受けた最高管理責任者は、当該報告を受けた調査結果について、通報を受けた

日から 210 日以内に、配分機関へ報告する。ただし、一部確認の報告に係る前項の報告を受けた場合は、速やかに配分機関へその旨を報告するものとする。

- 3 前項に定めた期限までに調査が完了しない場合であっても、最高管理責任者は、調査の中間報告を配分機関へ報告するものとする。
- 4 第1項の報告を受けた最高管理責任者は、第5条第8項により他機関の長に通知している場合は、第1項の規定により報告を受けた調査結果について、当該他機関の長に当該調査結果を通知するものとする。
- 5 担当理事は、前条第2項により報告（一部確認の報告を除く。）を受けた調査結果のうち、次の各号に掲げる事項を、通報者及び被通報者（被通報者以外で競争的研究費等の不正使用に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に、第2項及び第4項による報告又は通知を行った後速やかに通知するものとする。
 - (1) 競争的研究費等の不正使用が行われたか否か
 - (2) 競争的研究費等の不正使用が行われたと認定したときは、その内容及び金額並びに不正使用に関与した者とその関与の度合
 - (3) 競争的研究費等の不正使用に関与した者が他者の指示により競争的研究費等の不正使用を行ったと認定したときは、それを拒否できる立場にあったか否か
 - (4) 競争的研究費等の不正使用が行われていないと認定したときは、通報が不正の目的に基づくものであったか否か
- 6 担当理事は、第5条第9項の報告を行っている場合において前条第2項の報告を受けたとき及び第5条第9項の報告を行っていない場合であっても、前条第2項により報告を受けた調査結果において、通報が不正の目的に基づくものであるとの認定があったときは、通報者が所属する部局の部局管理責任者に当該調査結果を通知する。ただし、通報者が他機関に所属する者である場合は、最高管理責任者が当該他機関の長に当該調査結果を通知する。
- 7 最高管理責任者は、第5条第8項により配分機関に報告を行っている場合で、当該配分機関から競争的研究費等の不正使用に係る調査の経過について報告を求められたときは、調査の進捗状況及び調査の中間報告を当該配分機関に報告するものとする。
- 8 最高管理責任者は、第20条第1項の規定により調査を行う場合において、捜査機関により関係資料が押収されていること等により調査が遅延し、通報を受けた日から210日以内の配分機関への報告が困難と見込まれる場合は、速やかに配分機関にその旨を報告するものとする。
(不服申立)

第14条 前条第5項の通知を受けた通報者（通報が不正の目的に基づくものであると認定された通報者（被通報者の不服申立により次条の規定による再調査を行った結果、通報が不正の目的に基づくものであると認定された者を含む。）に限る。）及び被通報者（競争的研究費等の不正使用を行ったと認定された被通報者に限る。）は、当該通知を受けた日から30日以内に、担当理事に対し、不服申立をすることができる。この場合において、通報者による不服申立は、通報が不正の目的に基づくことについてのみ行えるものとする。

- 2 前項の不服申立は、申立の趣旨及び理由を具体的に記載した書面により行うものとする。
- 3 第1項の不服申立をする者は、前条第5項の通知を受けた日から30日の期間内であっても、同一理由による不服申立を繰り返すことはできない。
- 4 担当理事は、第1項の不服申立を受けたときは、その旨を、被通報者からの不服申立である場合には通報者に、通報者からの不服申立である場合には被通報者に通知するとともに、最高管理責任者及び当該不服申立に係る調査を行った部局の部局管理責任者（第5条第4項の規定により代表の部局管理責任者を置いている場合は、当該代表の部局管理責任者。次条第3項及び第10項において同じ。）に報告する。
- 5 担当理事は、前条第6項の通知を行っている場合において第1項の不服申立を受けたときは、通報者が所属する部局の部局管理責任者にその旨を通知するものとする。ただし、通報者が他機関に所属する者である場合は、最高管理責任者が当該他機関の長に通知する。
- 6 最高管理責任者は、前条第2項の報告又は同条第4項の通知を行っている場合において、第4項の報告を受けたときは、不服申立を受けた旨を配分機関に報告し、又は被通報者が所属する他機関の長に通知する。
(不服申立の審査及び再調査)

第15条 担当理事は、前条第1項の不服申立を受けたときは、調査委員会に不服申立の審査を行わせる。

- 2 調査委員会は、前項の審査においては、不服申立の趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査し、その結果を速やかに担当理事に報告する。
- 3 担当理事は、前項の報告を受けた後、速やかに再調査を行うか否かを決定し、その旨を理由を付して最高管理責任者へ報告するとともに、通報者、被通報者及び当該不服申立に係る調査を行った部局の部局管理責任者に通知する。また、前条第5項の通知を行っている場合は、通報者が所属する部局の部局管理責任者に通知するものとする。ただし、通報者が他機関に所属する者である場合は、最高管理責任者が当該他機関の長に通知する。
- 4 前項の報告を受けた最高管理責任者は、前条第6項の報告又は通知を行っている場合にあっては、再調査を行うか否かを、配分機関へ報告し、又は被通報者が所属する他機関の長に通知する。
- 5 担当理事は、再調査を行うことを決定したときは、当該部局の部局管理責任者に部局調査委員会における再調査を指示する。
- 6 不服申立を行った通報者及び被通報者は、再調査において、第12条第2項の調査結果を覆すに足る資料の提出その他当該事案の速やかな解決に必要な協力を求められた場合は、誠実にこれに協力するものとする。なお、通報者又は被通報者が必要な協力を行わないときは、再調査を行わず、又は打ち切ることがある。
- 7 部局調査委員会は、再調査を開始した場合は、当該再調査の実施を決定した日から概ね50日（通報者からの不服申立の場合にあっては30日）以内に、再調査の結果を当該部局の部局管理責任者に報告する。
- 8 当該部局の部局管理責任者は、前項の報告を受けたときは、当該再調査の結果を担当理事に報告する。
- 9 担当理事は、前項の報告を受けたときは、調査委員会に当該再調査の結果を検証させる。
- 10 調査委員会は、再調査の結果を検証の上、第12条第2項の調査結果を覆すか否かを決定するとともに、その結果を速やかに担当理事及び当該不服申立に係る調査を行った部局の部局管理責任者に報告するものとする。
- 11 第13条第1項、第2項、及び第4項から第6項の規定は、再調査における調査結果の報告及び通知の場合に準用する。この場合において「通報を受けた日から210日以内」とあるのは「速やかに」と、「前条第2項」とあるのは「第15条第10項」と、「調査結果」とあるのは「再調査の結果」とそれぞれ読み替えるものとする。

（連絡先の届出及び通知発出の方法）

- 第16条 本要項に定める通報者及び被通報者への通知（以下「文書の通知」という。）は、文書の手交又は発送により、行うものとする。この場合において、文書の通知を発送により行う場合は、当該文書が到達したときに、当該文書の通知があったものとする。
- 2 担当理事は、前項の定めるところにより文書の通知を行うため、通報者及び被通報者に対し、相当の期間を定めて、文書の通知のための連絡先を届け出るよう求めることができる。この場合において、求めを受けた通報者及び被通報者は速やかに当該連絡先を担当理事に対して届け出なければならない。
 - 3 前項の定めるところにより連絡先を届け出た通報者及び被通報者は、本要項に定める手続が継続している間に、転居その他の事情により連絡先を変更した場合には、速やかに担当理事に対して新たな連絡先を届け出なければならない。
 - 4 第1項の定めるところにより文書の通知を文書の発送により行うにあたり、通報者及び被通報者に対して、同人が担当理事へ届け出た住所のうち最新の住所に宛てて文書を発送したにもかかわらず、到達しない場合又は到達が確認できない場合には、担当理事は、教職員の従前の居住状況、勤務状況、連絡状況その他教職員の所在に関して本学が把握している事情等を考慮したうえ、当該教職員への文書の到達が相当程度見込める住所、居所、就業場所又はその他の連絡先に宛てて文書を発送することができる。
 - 5 前項の定めに基づき文書を発送した場合は、当該文書は、郵便事情その他の事情を考慮して、通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。ただし、通常到達すべきであった時以前に文書が到達したことが判明したときは、この限りではない。

(調査資料の提出等)

第17条 担当理事は、配分機関から要求があるときは、当該配分機関が配分する競争的研究費等について、当該競争的研究費等の不正使用に係る調査に関する資料を提出し、閲覧させ、又は現地調査に応じることがある。ただし、調査委員会及び部局調査委員会における調査に支障がある場合その他正当な理由がある場合はこの限りでない。

(調査結果の公表等)

第18条 担当理事は、競争的研究費等の不正使用に係る調査結果において、不正使用が行われていないとの認定があった場合は、原則として、調査結果等は公表しないものとする。ただし、被通報者からの求めがある場合及び調査が終了するまでの間に当該事案が外部に漏えいした場合は、被通報者の所属及び氏名、競争的研究費等の不正使用が行われていないこと、調査委員会委員及び部局調査委員会委員の所属及び氏名並びに調査の方法及び手順を公表することができるものとする。

- 2 担当理事は、競争的研究費等の不正使用に係る調査結果において、通報が不正の目的に基づくものであるとの認定があった場合は、その旨を公表するものとする。
- 3 規程第19条又は前2項の場合において、第14条第1項の規定による不服申立の期間等を考慮して行うものとする。
- 4 担当理事は、公表する内容に学生が含まれているときは、必要に応じて、適切な配慮を行わなければならない。
- 5 担当理事は、第20条第1項の規定により調査を行う場合において、報道機関の報道による競争的研究費等の不正使用の指摘に基づき調査を行うときは、必要に応じて調査の状況を公表するものとする。

(認定後の措置)

第19条 当該部局の部局管理責任者は、調査結果等において、競争的研究費等の不正使用が行われたとの認定があった場合は、第7条又は第10条第6項の規定に定める措置を新たに講じ、又は延長することができる。

- 2 当該部局の部局管理責任者は、調査結果等において競争的研究費等の不正使用が行われていないと認定があった場合は、通報に基づき講じた一切の措置を解除するとともに、競争的研究費等の不正使用を行っていないと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。
- 3 担当理事は、第12条第2項の調査結果において競争的研究費等の不正使用が行われたとの認定があった場合であって、当該調査結果について、第14条第1項の不服申立があったときは、必要に応じて、第1項の措置を当該部局の部局管理責任者に留保させる等の措置を講じることができる。
- 4 前項の措置を講じた場合において、担当理事は、当該不服申立に関し、第15条第10項の報告を受けたときは、前項で留保した措置を当該部局の部局管理責任者に講じさせる等、必要な措置を講じるものとする。

(外部機関等からの指摘等に基づく調査)

第20条 担当理事は、競争的研究費等の不正使用に関し報道機関による報道若しくは外部機関による会計検査等による指摘又は捜査機関による捜査があった場合において、必要と認めるときは、関係する部局の部局管理責任者に調査を指示することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、担当理事が競争的研究費等の不正使用について、外部機関等からの指摘等に基づき調査が必要と認める場合は、関係する部局の部局管理責任者に調査を指示することができる。
- 3 前2項の場合における調査は、この要項の定めるところにより行うものとする。

(複数機関との調査)

第21条 被通報者が本学及び他機関に所属する場合においては、当該他機関と協力し、合同で調査を実施することができる。

- 2 前項の場合における競争的研究費等の不正使用に係る調査の体制、方法、分担等については、事案ごとに当該他機関と協議の上、別途決定する。

(その他の調査)

第22条 この要項に定めるもののほか、担当理事が競争的研究費等の不正使用について、調査

が必要と認める場合は、関係する部局の部局管理責任者に調査を指示することができる。

- 2 前項の調査は、原則としてこの要項に準じて実施するものとする。

(競争的研究費等以外の不正使用に係る調査について)

第23条 京都大学における公益通報者の保護等に関する規程（平成18年達示第88号）に基づく公益通報において、競争的研究費等に含まれない資金（教育プロジェクトに関する資金を除く。）の不正使用に関する調査については、この要項を準用できるものとする。ただし、第5条第8項前文、第8条第7項（配分機関との協議に限る。）、第13条第2項（第15条第1項において準用する場合を含む。）及び第3項、第7項及び第8項、第14条第6項（配分機関への報告に限る。）、第15条第4項（配分機関への報告に限る。）並びに、第17条の規定は準用しない。

(その他)

第24条 この要項に定めるもののほか、競争的研究費等の不正使用に係る調査の実施に関し必要な事項は、担当理事が定める。

附 則

- 1 この要項は、令和3年9月1日から実施する。

- 2 この要項の実施後最初に指名又は委嘱する委員の任期は、第3条第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。